

## 改正派遣法に基づくマージン率の公開について

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は、派遣先から受け取る 派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第 23 条第 5 項)

### 1. 労働者派遣の実績

派遣労働者の人数	派遣先の件数
12 名	9 件

### 2. 派遣労働者の人数

派遣料金 (1 日 8 時間当たり)	賃金 (1 日 8 時間当たり)
28,567 円	20,425 円

### 3. 教育、訓練に関する取り組み状況

- ・スキルアップの為に必要な参考書の購入サポートや、資格取得の為に費用のサポートを行う。
- ・勉強会を開催し、足りないスキルの底上げや、新しい技術の習得のサポートを行う。

### 4. マージン率の内訳

